

仕 様 書

1. 業務名

文化財4K映像等撮影・活用事業業務委託

2. 目的

「地域の新たな魅力」を発見・発信し、「自らが生まれ育った『郷土』への誇り・愛着」を醸成するため、県内の主要文化財を「4K」等の高精細映像で撮影記録し、(仮称)奈良県国際芸術家村(以下「芸術家村」という。)における展示・教育用素材として活用する。

また、芸術家村開設までの間、県内各所のデジタルサイネージ等を活用して撮影映像を発信することにより、芸術家村開設に向けた機運を醸成する。

3. 業務委託内容

(1) 概要

身近なテーマを設定し、設定テーマに沿って芸術家村を中心に、県内各地の文化財を「4K」等の高精細映像で撮影記録する。

高精細映像により肉眼で見える以上の精緻な形状、鮮やかな色合いを再現することに加え、撮影対象の文化財に応じドローン、広角レンズ、望遠レンズ等により通常では見ることができない角度、距離からの映像を撮影したり、Google earth等を活用して編集したりすることにより、文化財の持つ魅力を最大限に発揮するとともに、視聴者にインパクトのある映像コンテンツを製作する。

(2) 具体的内容

① 企画立案

- ・撮影テーマの設定(平成29年度から平成32年度までの4ヶ年度分)
 - ・撮影テーマに沿った撮影対象文化財の選定(平成29年度分のみ)。芸術家村周辺から1件、それ以外の地域から2~3件を選定すること。
 - ・撮影機材・方法の選定(平成29年度分のみ)。高精細映像に加えて、ドローンやGoogle earth等を活用するなど、いかにして文化財の持つ魅力を最大限に発揮し、インパクトのある映像を製作するかを考慮して選定すること。
- ※本業務は、予算の成立を前提として、平成29年度から平成32年度まで継続して実施する予定であることから、撮影テーマについて4ヶ年度分トータルでの企画立案を行うこと。なお、平成30年度以降の業務委託先については、その都度決定するものである。

② 撮影編集

- ・業務用又は放送用4Kカメラ以上で撮影すること。
- ・撮影の際に使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は、本件受託者(以下「受託者」という。)負担とする。
- ・撮影した動画を5分間及び30秒に編集すること。
- ・BGMなど音声を入れること。ただし前後0.5秒間は無音にすること。
- ・最後の0.5秒の映像は静止画にすること。
- ・画質は4K画像以上であること。

③ 出演者、協力者等に関する交渉等

- ・受託者は、出演者、協力者等の肖像権に関わる調整を行い、芸術家村で展示・教育用素材として活用することや、デジタルサイネージ等の媒体で発信することの同意を得るとともに、必要に応じて委託料の範囲で料金を支払うこととする。なお、この場合、使用期間を設けないこととする。

4. 成果品

(1) 成果品

- ・上記3を踏まえた4K等映像コンテンツを製作し、報告書を添えてデータをポータブルハードディスクにより提出すること。
- ・上記に加えて、エンドレスリピートのDVD及びブルーレイディスクにより各10枚

提出すること。

(2) 納品期限

平成30年3月29日(木)

(3) 納品場所

奈良県教育委員会事務局文化財保存課

5. 著作権等の帰属

この契約により作製される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を奈良県(以下「県」という。)に無償で譲渡するものとする。
- (2) 県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲内において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作権者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受託者は、県の書面による同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする、
- (4) 全ての情報発信において、後の年度において県の費用負担が発生することはないものとする。

6. 提出書類等

受託者は、業務実施計画書、業務工程表、その他県が指示する書類を作成し、県の確認を受けることとする。

7. 協議記録の作成

本業務の遂行にあたり、必要に応じて県と受託者は協議を実施する。なお、協議があった場合は、受託者はその内容について協議記録を作成し、県の確認を受けることとする。

8. 秘密の遵守

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。県より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

9. 撮影許可、画像使用及び掲載許可申請

本業務の遂行にあたり、撮影許可、画像使用及び掲載許可などの申請手続きの必要が生じた場合は、原則として受託者において対応するものとする。

10. 奈良県公契約条例に関する遵守事項

『<別紙>公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)』を遵守すること。

11. その他の事項

(1) 再委託について

受託者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を受けた場合はこの限りではない。

なお、本業務に伴う成果物については、物品等の製造いかに関わらず、受託者が最終責任を負うこととし、これが受託者と製造者との契約等によって担保されていること。

(2) 仕様変更

受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。

(3) その他

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。